

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属 する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募数			継続支出 の有無
令和6年度 改正 半島振興法の施行 状況の評価のため の調査	東京都千代田区霞が関2-1-2 支出負担行為担当官 国土交通省 国土政策局長 黒田 昌義	令和6年4月1日	公益財団法人未来工学研究所 東京都江東区深川2-6-11	4010605000134	①法令根拠: 会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号 ②理由: 半島地域は、三方を海に囲まれた特徴的な地形から、古くから漁業や海上輸送等の拠点として発展し、また、火山活動に伴う地形の隆起等の成り立ちから、独自の自然環境や文化を形成している。半島地域には、このような豊富な地域資源を活かした優れた特産品が存在する一方、平地に恵まれていないなどの厳しい条件から、主要交通機関へのアクセスが容易でない、人口の流出に悩まされているなどの課題がある。 このような半島地域を活性化するため、国は半島振興法(昭和60年法律第63号)を制定し、同法に基づき「半島振興対策実施地域」に指定された地域の振興を図っている。 具体的には、各道府県が、同地域を振興するために概ね10年間を計画期間とする「半島振興計画」を作成し主務大臣の同意を得ている場合に、様々な支援措置を講じており、現在の半島振興計画は平成27年度に作成されたものとなっている。 同法は、10年間の時限立法として制定され、これまでに3度の延長がなされており、直近の平成27年改正においては、多様な主体が連携・協力して実施する事業に対する助成措置に関する規定(第6条第2項)や、市町村が「産業振興促進計画」を作成した場合に国が支援するスキームに関する規定(第9条の2から第9条の11)等が新たに導入された。 平成27年に改正された半島振興法が令和6年度末に期限を迎えるため、今後の半島振興施策のあり方を検討していく必要がある。 このため、本調査では、半島振興法の施行状況の評価のために必要となる以下の事項について調査を行う。 ○半島税制の効果検証 ○半島地域における災害の現状把握と今後の半島施策のあり方の整理と分析 ○半島地域における振興の分析 したがって、本業務の実施にあたっては、半島振興法の施行状況を把握するにあたっての基礎的な統計データの分析を行うことができる経験に加え、今後のあり方を検討するためのアプローチ手法の提案を行うための高度な知見を有していることが求められる。 上記要件を満たしつつ的確に調査を遂行し得る者を選定すべく企画競争を実施することとし、企画提案書の募集を行ったところ、1社から応募があった。各企画提案書の内容をそれぞれの確信性、実現性、独創性、配置予定担当者の経験及び能力、手持ち業務件数、実施手帳等の観点から比較検討したところ、公益財団法人未来工学研究所からの提案が、本調査の目的としている事項の検討・分析等の方法についてよく理解し、的確かつ具体的に示されており、企画競争有識者委員会の審議において意見聴取を経たうえで、企画競争委員会において本業務を実施するにあたり最も効果的であると認められた。 このため、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し、契約手続きを行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、同社と随意契約するものである。	11,005,500	10,998,900	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、半島地域の活性化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	有
令和7年地価調査 業務	支出負担行為担当官 不動産・建設経済局長 塩見 英之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月1日	公益社団法人日本不動産鑑定士協会 連合 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TT ビル9階	7010405010470	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,400人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じた全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、価格中心による一般競争には馴染まないため、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の実施者として最適格者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、左記と随意契約するものである。	44,517,000	43,287,200	97.2%	公社	国認定	1		本業務は、全国に設定する標準地の正常な価格を公表するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
庭園等の魅力発信および管理技術の普及に関する検討調査	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、横浜市内で開催される2027年国際園芸博覧会を見据え、国土交通省でこれまで実施してきた海外日本庭園の修復支援により形成した体制やネットワークを強化するとともに、これらを活用した日本庭園の技術の普及・啓発の在り方を検討するとともに、日本の各地域の庭園等が連携した観光等による地域振興に関する取組のネットワークを強化するための検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、現地において実現性の高い海外日本庭園の修復計画の作成に際する能力や、日本庭園に関する造園技術の普及・啓発のあり方について検討を行う能力及び庭園等を観光資源として捉えた地域振興に関する取組の普及を図るための検討を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年1月29日から令和6年2月26日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	33,990,000	33,935,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、日本の造園・緑化技術や文化の海外展開の促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
都市緑地の機能維持増進事業など新たな都市緑地保全施策の活用推進に向けた検討調査業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和6年2月に閣議決定された都市緑地法等の一部を改正する法律案に定められた萌芽更新等により特別緑地保全地区内の樹林の更新等を図る事業(機能維持増進事業)を実施する上での効果的な手法等の検討を行うとともに、整備後に住民や企業等による主体的な緑地管理活動が持続的に行われる上で必要な支援方策の検討等を行うものである。 本業務の履行に当たっては、機能維持増進事業の手法を検討する上で、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の向上に関する知見や分析能力が必要であるとともに、住民や企業等による管理活動を持続させるための支援方策を検討する上で、各主体の課題を的確に捉えるため、様々な情報を収集・整理する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年1月29日から令和6年2月26日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	53,999,000	53,995,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、都市の緑地の質・量両面での確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 教販九段ビル7階	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の5(1)に基づく情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止めが発生した場合には、道路利用者の交通安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の責務・道路管理業務の一部として位置づけられ、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることを目的として閣議了承にて警察庁・建設省の共管で設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供を行うためのシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、当センターは、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集・提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	223,530,000	223,530,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、道路交通の安全と円滑化の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ、随意契約しているものである。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
道路交通情報に関する業務(委託)	支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 池下 一文 札幌市北区北8条西2丁目	令和6年4月1日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5-10	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。具体的には、委託業務実施要領の5(1)に基づく情報について、本局及び各開発建設部に配置された職員や機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及信頼能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、インターネット等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 (公財)日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、道路交通情報の提供が、行政の責務・道路管理業務の一部として位置づけられ、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図ることと目的として開設し、現に警察庁・建設省の共管で設立された法人である。同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算法令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	79,090,999	79,090,999	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、道路利用者の安全と利便を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	有
令和6年度民族共生象徴空間構成施設の管理運営業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 橋本 幸 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和6年4月1日	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予算法令第102条の4第3号 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号、以下「法」という。)第9条第1項において、「民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。))に委託するものとする。」が定められている。 指定法人の指定については、同法20条第1項の規定に基づき、令和元年5月24日付けで公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 以上より、当該業務を行う指定法人は、公益財団法人アイヌ民族文化財団であることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	1,695,034,000	1,695,034,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、アイヌ文化の復興・創造等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)第9条第1項及び20条第1項の規定により特定されているものであり、見直しが困難である。	有
鉄道車両における次世代バイオディーゼル燃料の実証・評価	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月1日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予算法令第102条の4第3号 本業務は、鉄道技術開発・普及促進制度において、「鉄道車両における次世代バイオディーゼル燃料の実証・評価」について技術開発を進めるものである。 具体的には、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化が懸念されるなど、気候変動対策の推進は我が国のみならず地球規模での対応が求められる喫緊の課題となっており、鉄道部門においても、再生可能エネルギーの導入など、電力の脱炭素化に向けた取組が進められる中で、非電化区間の脱炭素化に向け、鉄道車両におけるバイオディーゼル燃料の導入を可能とするための技術開発を行うものである。 本業務の実施にあたっては、以下に掲げる技術力、業務執行体制及び業務実績に関する要件が定められるが、これらの要件を全て満たし、かつ、前年度に行った実証結果が、外部有識者より一定の評価を受けたことから、公益財団法人鉄道総合技術研究所、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(以下、「鉄道総研等」という。))を特定法人等として決定している。 以下の応募要件を満たすと認められる者がない場合においては、特定法人等との契約手続に移行することを明示して参加意思確認書の提出を招請する公募を行った結果、参加意思確認書の提出はなかった。 (応募要件) 【技術力に関する要件】 鉄道車両の内燃機関に関する専門的知識を有し、長期走行試験の実施及び総合的な評価を実施する体制を有すること。 【業務実績に関する要件】 技術開発機関(代表者)技術開発機関担当者は、以下のいずれかに該当すること。 ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他の公的研究開発機関に所属する研究者等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。) ② 研究を主な事業目的としている、特別民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は株式会社等に所属する研究者等 ③ 日本に登記されている民間企業等に所属する技術者等。 ※日本に登記されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。 一 民法、商法その他の法律により設立された法人であること。 二 提案した技術開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。 三 技術開発費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。 【業務実績に関する要件】 鉄道車両の内燃機関に関する技術開発や保守の実績を有すること。 以上のことから、本業務を進行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」に当たり特定法人等として特定していた鉄道総研等しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該法人と随意契約することとした。	88,478,000	88,478,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道技術の普及促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	有

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属 する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募数			継続支出 の有無
洗掘被災橋梁の緊急診断法・補強法の提案	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月1日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道技術開発・普及促進制度において、「洗掘被災橋梁の緊急診断法・補強法の提案」について技術開発を進めるものである。 具体的には、激甚化・顕発化する豪雨災害により河川に架かる鉄道橋梁の傾斜や流出等の被害が顕著していることを受け、鉄道の河川橋梁の防災機能向上に資する、被災した鉄道河川橋梁の緊急診断法や補強法の技術開発を行うものである。 本業務の実施にあたっては、以下に掲げる技術力、業務執行体制及び業務実績に関する要件が求められるが、これらの要件を全て満たし、かつ、前年度に行った実施結果が、外部有識者より一定の評価を得たことから、公益財団法人鉄道総合技術研究所を特定法人等として決定している。 以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定法人等との契約手続に移行することを明示して参加意思確認書の提出を招請する公募を行った結果、参加意思確認書の提出はなかった。 (応募要件) 【技術力に関する要件】 鉄道河川橋梁の防災・減災に関する専門的知識を有し、緊急診断法及び補強復旧法の提案及び検証試験を実施する体制を有すること。 【業務執行体制に関する要件】 技術開発機関代表者及び技術開発機関分担者は、以下のいずれかに該当すること。 ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他の研究開発機関に所属する研究者等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。) ② 研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者等。 ③ 日本に登録されている民間企業等に所属する技術者等。 ※日本に登録されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。 一 民法、商法その他法律により設立された法人であること。 (定款及び財務諸表を添付すること) 二 提案した技術開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。 三 技術開発費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。 【業務実績に関する要件】 鉄道河川橋梁の防災・減災に関する技術開発の実績を有すること。 以上のことから、本業務を遂行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」に当たり特定法人等として特定していた公益財団法人鉄道総合技術研究所しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該法人と随意契約することとしたい。	49,500,000	49,500,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道技術の普及促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	有
法人土地・建物基本調査の標本設計への不動産登記情報の活用検討等業務	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月1日	公益財団法人統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	1010005018944	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和5年1月25日に行われた法人土地・建物基本調査(以下「本調査」という)の総務省申請に対する統計委員会の答申及び令和5年3月29日閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」の課題である土地基本調査の作成方法の充実に向けた検討にあたり、法人土地・建物基本調査の標本設計への不動産登記情報の活用検討等を行うことを目的としている。 本業務の遂行にあたっては、法人土地・建物基本調査の承認申請に対する統計委員会の答申(2023年1月25日統計委員会)や「公的統計の整備に関する基本的な計画(2018年3月6日閣議決定)」などの統計制度全体の動向を踏まえた法人土地・建物基本調査の課題を把握するとともに統計理論に対する知見を有する必要がある。 このことから、価格のみの競争にはなじまないため、企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、1者(公益財団法人統計情報研究開発センター)から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を企画競争有識者委員会及び企画競争委員会において審査した結果、業務内容を十分に理解していると同時に、法人土地・建物基本調査が抱える課題について優れた見識を有し、かつ、統計理論に対する豊富な知識を有していると判断され、特定されたものであり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該法人を契約相手先として選定することとしたい。	29,434,021	28,809,000	97.9%	公財	国認定	1		本業務は、総合的な土地政策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、点検の結果、より競争性の高い契約形態へ移行することにより、競争性を向上・確保するため、令和10年度以降に一般競争入札へ契約方式を見直すこととする。	有
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】	支出負担行為担当官 国土交通省物流・自動車局長 磯田 浩久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月1日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	179,413,500	174,420,000	97.2%	公財	国認定	1		本業務は、社会的に影響の大きな事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析及び原因究明を行い、再発防止策を講じるといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。	有

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属 する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)		
									公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募数				
河川管理技術の高度 化・効率化に関 する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月4日	共同提案体 公益財団法人河川財団 他3者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、持続的な河川維持管理を行っていくため、堤防及び排水機場等の河川管理施設の点検評価手法の改善方策や診断技術、河川管理施設の操作の遠隔化・自動化、河川上空のドローン活用について検討を行うものである。 したがって、本業務の実施にあたっては、河川維持管理の現状を踏まえた、河川管理施設等に関する点検評価手法の改善方策および診断技術や河川上空のドローン航行に関する環境整備の検討等において専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、実施方針等について本業務の業務項目を適切に把握するとともに、河川管理施設等に関する点検評価手法の改善方策および診断技術や河川上空のドローン航行に関する環境整備等を検討するにあたって考慮すべき基準を体系的に理解した提案であり実現性が示されたことから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	49,632,000	49,511,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、持続的な河川維持管理を行っていくため、堤防及び排水機場等の河川管理施設の点検評価手法の改善方策や診断技術、河川管理施設の操作の遠隔化・自動化、河川上空のドローン活用について検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
令和6年度下水道 分野のウォーター PPPガイドライン策 定等業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月8日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	令和5年6月2日に開催された第19回民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)において、PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)が決定・公表され、下水道も含む重点分野において10年間で取組む合計575件の事業件数ターゲットの設定や、「ウォーターPPP」等多様な官民連携方式の導入が盛り込まれた。下水道分野では、令和8年度までに6件のセッション方式の具体化、令和13年度までに100件のウォーターPPPの具体化が目標とされている。 ウォーターPPP等、PPP/PFI(官民連携)は、職員不足、施設老朽化、使用料収入減少等、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するための一つの有効な手段として、下水道事業・経営の持続可能性の確保にもと考えられる。 本業務は、複数の具体的なフィールドにおいて、ウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)の導入検討等を行い、その中で得られた知見を基に、下水道分野におけるウォーターPPPの導入検討フェーズ毎に必要な具体的な検討事項等を整理し、それらを解説した「ウォーターPPPガイドライン」の策定により、地方公共団体におけるウォーターPPPの導入検討を促進することを目的とする。 本業務の実施に当たっては、そのプロセスを体系的に整理・分析する必要があることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の企画提案は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の実現性や、業務執行能力に関する専門性の観点等から他社と比べて最適であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	168,903,900	168,444,100	99.7%	公財	国認定	4		本業務は、複数の具体的なフィールドにおいて、ウォーターPPP(主に管理・更新一体マネジメント方式)の導入検討等を行い、その中で得られた知見を基に、下水道分野におけるウォーターPPPの導入検討フェーズ毎に必要な具体的な検討事項等を整理し、それらを解説した「ウォーターPPPガイドライン」の策定により、地方公共団体におけるウォーターPPPの導入検討を促進するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
R6荒川下流広報 啓発活動補助業務 一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 東京都北区志茂5-41-1	令和6年4月9日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、住民の河川行政への理解促進や荒川下流域における水防災意識、河川環境保護意識の向上のため、荒川知水資料館を拠点とした広報活動の支援、展示会・見学会等の運営補助を行い、事務所広報活動の円滑な履行をはかることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とことから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえた当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである	16,940,000	16,709,000	98.6%	公財	国認定	1		本業務は、水防災意識、河川環境保護意識の向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
処理場特性の分析 に基づく下水汚泥 資源の肥料利用 拡大に向けたロード マップの検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月12日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	下水汚泥資源を肥料として活用することは、持続可能な食料システムの確立や資源循環型社会の構築にも資する取組であり、令和4年9月9日に開催された食料安定供給・農林水産業強化本部では、今後の検討課題の一つとして、下水汚泥等の未利用資源の肥料としての利用拡大が掲げられた。これを受けて、下水道・農業の関係団体や学識経験者、自治体が参画する官民検討会を農林水産省と共同で設置し、肥料利用の拡大に向けた推進策の方向性を取りまとめたところ。今後、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進も図りながら、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に総力をあげて取り組む必要がある。 本業務では、全国の処理場における汚泥等の重金属や肥料成分分析を通じ、処理場特性や季節変化等のデータ分析を行うとともに、肥料利用に関する技術等の整理を行うことで、下水道管理者の肥料利用の検討を促進することを目的とする。 本業務の実施に当たっては、地域や下水道処理方式の特性を把握した上で、重金属や肥料成分の分析を踏まえ、肥料としての活用可能性や管理手法の検討等を実施する必要があるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が極めて適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も適切であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	80,014,000	79,970,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、全国の処理場における汚泥等の重金属や肥料成分分析を通じ、処理場特性や季節変化等のデータ分析を行うとともに、肥料利用に関する技術等の整理を行うことで、下水道管理者の肥料利用の検討を促進するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
令和6年度 持続性ある実践的多自然川づくりに関する方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月12日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務は、多自然川づくりを一層徹底していくために必要となる定量的な環境目標設定の手法確立と河川整備計画への実装方法について検討することを目的としている。 検討にあたっては、流域特性や河川区間ごとの特性を踏まえた上で、実河川を対象に河川計画に係る幅広い知見や高度な分析・評価が求められることから、企画競争を行う必要があった。 企画競争の手続きの結果、上記相手方の企画提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性が高く有効な提案であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	28,743,000	28,710,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、多自然川づくりを一層徹底していくために必要となる定量的な環境目標設定の手法確立と河川整備計画への実装方法について検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
R6大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和6年4月12日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、大型車両の通行適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対する効果的な啓発活動の取組内容について、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体及び関係企業団体が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」へ提案を行い、決定された取組内容の実施及び効果検証を行うとともに、同協議会の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、特殊車両通行制度について、特殊車両通行許可申請者、荷主及び社会一般のうち特に荷主を対象とした場合の効果的な広報手法について企画提案を求めるために、企画競争により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、公益財団法人日本道路交通情報センターは、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人日本道路交通情報センターは当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	10,956,000	10,956,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、大型車両の通行適正化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
令和6年度 防災教育の普及・展開に関する広報検討・資料作成等業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月15日	共同提案体 公益財団法人河川財団 他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、(1)小中学の教育現場の実態に応じた防災教育ポータル等の改良、(2)アクティブラーニングに対応した学習教材の作成等、(3)SNS等の広報媒体を用いた広報戦略等の検討を行い、学校及び地域住民を対象とし、防災教育の優先度向上、教育内容の充実等に関するための防災教育の学習教材の改良を行うとともに、利活用促進に向けた、SNS等の広報媒体による広報戦略等の検討・資料作成を行うことを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、これまでに同種あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要がある。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は「的確性」、「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると認められたため企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	16,104,000	16,071,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、(1)小中学の教育現場の実態に応じた防災教育ポータル等の改良、(2)アクティブラーニングに対応した学習教材の作成等、(3)SNS等の広報媒体を用いた広報戦略等の検討を行い、学校及び地域住民を対象とし、防災教育の優先度向上、教育内容の充実等に関するための防災教育の学習教材の改良を行うとともに、利活用促進に向けた、SNS等の広報媒体による広報戦略等の検討・資料作成を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
令和6年度 道路管理情報の集約と活用に関する検討業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月16日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10 教版九段ビル7階	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、道路管理者(国土交通省、高速道路会社等)の道路の日常管理、災害対応の迅速化および効率化のために、各種道路管理情報の整理、集約および活用検討を行うとともに、効率的に閲覧するための環境整備の検討を行うことを目的とする。 本業務の実施にあたっては、直轄国道、有料高速道路に関する様々な道路管理情報を効率的に整理・集約を行い、各種既存システム等との連携が可能となるような検討を行うことや、道路管理者が利用しやすい情報表示方法の検討および、それを実施するための要件定義書の作成を行う必要があり、各種データの活用に関して高度な知見及び専門的な技術を要することから、企画競争方式による審査を行った。 その結果、上記相手方の企画提案は、各種道路管理情報の整理、集約に関する現状や課題点を挙げた上で、各種既存システムとの連携による迅速化および効率化を図るための提案がなされていること、道路管理者が利用しやすいようなシステムの構築に向けた要件定義書を作成する旨の提案がなされていることから、業務の目的を考慮した提案内容であると、道路局企画競争有識者委員会において特定された。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	22,880,000	22,880,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、道路の日常管理及び災害対応の迅速化・効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
持続的な上下水道インフラの構築に向けた課題解決方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月18日	日水コン・公益財団法人日本下水道新技術機構共同提案体 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務では、持続的な上下水道インフラの構築に向け、今後の上下水道事業の基本的な方向性をまとめるための有識者検討会を開催し、有識者の意見を抽出した上で、主要施策(持続性の確保、改築更新・地震対策、水利用の高度化、災害対応、上下水道連携施策等)に関する諸課題の整理・分析、上下水道基本方針(案)、課題解決方策(案)のとりまとめ等を行うことを目的とする。 本業務の実施にあたっては、上下水道分野における主要施策(持続性の確保、改築更新・地震対策、水利用の高度化、災害対応、上下水道連携施策等)に関する諸課題の整理・分析及びそれらを踏まえた課題解決方策の検討を実施する上で、専門的な知見が必要不可欠であるため、企画競争を行う必要があった。 その結果、上記相手方の企画提案書は、本業務に対する理解度が高く、業務の「的確性」、「実現性」が評価できること等から妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として上記相手方と随意契約を締結するものである。	37,994,000	37,950,000	99.9%	公財	国認定	2		本業務は、持続的な上下水道インフラの構築に向け、今後の上下水道事業の基本的な方向性をまとめるための有識者検討会を開催し、有識者の意見を抽出した上で、主要施策(持続性の確保、改築更新・地震対策、水利用の高度化、災害対応、上下水道連携施策等)に関する諸課題の整理・分析、上下水道基本方針(案)、課題解決方策(案)のとりまとめ等を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
下水道分野の革新的技術等の普及展開方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月24日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト縮減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、令和5年3月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の持続性をさらに高めるために効果的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや地産官行の技術開発制度を踏まえた上での企画や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手帳が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	27,016,000	26,928,000	99.7%	公財	国認定	1		本業務は、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度 河川に係る活動に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月25日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、水循環系の健全化に寄与する水防災・水環境、水文化分野などの河川に係る活動について広く調査し、国内における水循環系への関心を把握することにより、「日本水大賞」の募集・企画、表彰審査及び表彰式の企画・運営方針を検討し適切に反映・実施することを目的とする。 本業務の実施において、水防災に関する基本的な理念である水防災意識社会の実現に向け、防災教育や避難訓練等の水害に関する地域防災について着目し、国の施策に沿った取り組みや活動特性に応じた活動内容の整理や調査分析を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」、「特定テーマに対する企画提案の的確性及び実現性」に優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	29,997,000	29,975,000	99.9%	公社	国認定	1		本業務は、「日本水大賞」の募集・企画といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
治水事業等の効果に係る広報資料等作成業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月25日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、近年激甚化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、治水事業等による効果や河川行政の役割について発信するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	11,869,000	11,770,000	99.2%	公社	国認定	1		本業務は、近年激甚化する水害の被害状況を広く国民に周知するとともに、治水事業等による効果や河川行政の役割について発信するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属 する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募数			継続支出 の有無
望ましい都市像の 実現に向けた自動 運転技術活用に関 する調査検討業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月26日	共同提案体(構成員) 公益社団法人日本交通計画協会 他3 者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、人口減少・少子高齢化や公共交通の運転手不足等の都市が抱える課題がある中、コンパクト・プラス・ネットワークな都市構造への転換やまちなかに居心地良く歩きたくなるウォーカブルな空間づくり等の望ましい都市像を実現するためには、自動運転技術の積極的な活用が期待されている。 一方で、自動運転技術を導入することによるデメリットも想定されており、望ましい都市像の実現に向けては、自動運転技術の活用と併せて、自動運転の導入に伴うデメリットを解消するまちづくり政策や施策を連携して進めていくことが必要である。 また、望ましい都市像の実現にあたっては、地方公共団体において都市マスタープランや立地適正化計画、都市・地域総合交通戦略などの各種計画をもとに進めているところであり、今後各種計画を策定・改訂する際には、自動運転技術の活用を見据えて計画する必要がある。 本業務では、平成29年度より実施している都市交通における自動運転技術の活用方策に関する検討会における議論を踏まえ、自動運転技術の活用について、地方公共団体が各種計画を策定する際に考慮すべき対応策とそのポイントを提示するポイント集を作成し、国内外へ展開することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策又は自動運転政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解した上で実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算法令第102条の4第3号に基づき、日建設計総合研究所・日建設計・日本交通計画協会・パンフィックコンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。	19,965,000	19,965,000	100.0%	公社	国認定	2		本業務は、自動運転技術を活用した望ましい都市像の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したところにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
都市における緑地 保全・緑化関連技 術の普及方策等検 討調査業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月26日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予算法令第102条の4第3号 本業務は、グリーンインフラの実装に資する緑化技術等について、技術開発を行う企業等と連携し、個々の緑化技術等の特徴等を整理した上で、その支援方策や普及方策に関する方針の検討を行うとともに、都市部の保全緑地において萌芽更新や竹林やスギ林等からの植生転換を適正に実施する上での留意点や課題の整理等を行うものである。本業務の履行に当たっては、グリーンインフラの実装に資する緑化技術等の特徴等を整理する上での知見や分析能力が必要であることより、企業等からの担い手側の課題を的確に捉えるため、様々な情報を収集・整理する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年3月11日から令和6年4月2日までの期間、庁内掲示版及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	51,997,000	51,977,200	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、グリーンインフラの社会実装の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているためである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
都市における空地 地等の緑地機能の 発揮による都市空 間の魅力向上に関 する検討調査業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月26日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予算法令第102条の4第3号 本業務は、具体的空地地等のエリアにおける課題等を整理し、その対応方針等を検討することを通じて、空地地等の活用の取組を持続可能なものとするための方策の在り方を検討するものである。本業務の履行に当たっては、空地地等の活用の取組に関する十分な知識が必要であるとともに、具体的なエリアの選定や空地地等の活用の取組に対する支援方策の検討を的確に遂行する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年3月7日から令和6年4月1日までの期間、庁内掲示版及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、10者が業務説明書の交付を求め、期限までに6者から企画提案書の提出があった。提出のあった6者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,994,000	100.0%	公財	国認定	6		本業務は、地域の魅力向上や住環境の改善といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
地方都市における再開発手法の合理化等に関する検討業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月26日	共同提案体(構成員) 公益社団法人街づくり区画整理協会他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務では、地方都市等における再開発手法の活用施策のあり方について課題・実情を把握し、制度・適用上の見直しを含めた新たな対応策の検討を行うことを目的としている。このため、本案件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年3月8日から令和6年3月27日までの期間、庁内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、地方都市における再開発手法の合理化等に関する検討業務共同提案体の企画提案が優れていることから、同共同提案体が特定された。 その内容は、実現性・的確性が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同共同提案体と随意契約を行うものである。	14,982,000	14,960,000	99.9%	公社	国認定	1		本業務は、地方都市における再開発手法の合理化等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど、一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度 都市交通システムの海外展開促進に向けた調査・支援業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月26日	共同提案体(構成員) 公益社団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務では、都市交通システムの導入可能性がある国・地域に関する情報収集、整理を行い、本邦企業が認識している海外展開に向けた課題、都市交通システム市場の動向等を踏まえた海外展開戦略を検討する。また、先方政府関係者等に対して日本の都市交通システムの優位性等を紹介するためのセミナー企画等や、国内での官民情報共有のための研究会開催等を行うことで、都市交通分野における本邦企業の海外展開を促進することを目的とする。 本業務の履行にあたっては、都市交通システムの市場特性、動向等も踏まえた上で、本邦企業の受注・参入スキーム等の海外展開戦略を体系的に分析し、先方政府・地方自治体関係者等を対象とした普及セミナー等の企画・開催支援するための高度な知識・技術を有していることなどが価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年3月18日から4月2日までの期間、庁内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、16者が業務説明書の交付を求め、4月2日までに2者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会および」企画競争有識者委員会に諮った結果、令和6年度都市交通システムの海外展開促進に向けた調査・支援業務日本工営・日本交通計画協会共同提案体が、本業務について適切な企画が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していることと判断できることから同者が特定された。したがって本業務については、会計法第29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	13,981,000	13,981,000	100.0%	公社	国認定	2		本業務は、都市交通分野の海外展開推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度 内水浸水予測等を活用した浸水対策の検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月26日	日水コン・公益財団法人日本下水道新技術機構共同提案体 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務では、内水浸水予測やその活用方法等を検討するとともに、内水浸水予測の活用事例を収集し、とりまとめて公表することで、下水道による浸水対策や自助・共助の取組みを更に促進し、浸水安全度の向上に寄与することを目的とする。 業務の実施にあたり、内水浸水予測自体の実施・精度向上や予測情報を活用して既存ストックの能力を最大限発揮させる運転管理方法等について検討することが必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、内水浸水予測の精度向上や既存施設の効果的な活用などについて、具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の実現性及び独創性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	10,934,000	10,934,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、内水浸水予測やその活用方法等を検討するとともに、内水浸水予測の活用事例を収集し、とりまとめて公表することで、下水道による浸水対策や自助・共助の取組みを更に促進し、浸水安全度の向上に寄与するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度 漏水時等における下水再生水利用拡大に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月30日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務では、漏水時等における下水再生水及び雨水の利用状況やニーズ等を調査するとともに、再生水の利用効果や課題を評価し、利用拡大に向けた検討を行う。また、近年の技術革新等を踏まえた再生水利用マニュアルの改訂に向けた検討を行う。 業務の実施にあたり、漏水時等における下水再生水及び雨水の利用状況やニーズ等を調査するとともに、将来の水不足や人口減少等の社会状況の変化を踏まえた再生水の利用効果や課題を評価し、利用の拡大に向けた検討を行い、さらに水質基準の改正や近年の技術革新等を踏まえた再生水利用マニュアルの改訂に向けた検討を行うことが必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、2社から提案があったが、上記相手方の提案は、マニュアルの改訂等における留意事項が具体的に示されているほか、国際規格の内容を取り入れる際の留意事項が示されていることから極めて説得力が高かったことが特に評価でき、妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	30,030,000	30,030,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、漏水時等における下水再生水及び雨水の利用状況やニーズ等を調査するとともに、再生水の利用効果や課題を評価し、利用拡大に向けた検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属 する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募数			継続支出 の有無
令和6年度モデル 都市・地域の下水 道における脱炭素 化に向けたエネル ギー消費等の調 査・方策検討支援 業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月30日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 下水道では、地球温暖化対策計画(令和3 年10 月閣議決定)において、デジタルトランス フォーメーション(DX)を通じた施設管理の高度化・効率化を図るとともに、省エネルギー設備 の導入、太陽光や下水熱などの再生可能エネルギーの導入等を推進する。また、下水汚泥 由来の固形燃料や消化ガスの発電など、下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーの 取組を推進することと示されている。 これまで、平成26年7月に下水道政策研究委員会がとりまとめた「新下水道ビジ ョン」に基づき、水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点を目標して各種対策を進めて きたところであるが、2030 年地球温暖化対策の達成、2050 年カーボンニュートラルの実現 に向けて、脱炭素社会実現に貢献し、地域の生活の安定、向上につなげるために、下水道 に有するポテンシャルの最大活用、温室効果ガスの積極的な削減、地域との連携といった更 なる取組を図る必要がある。 本業務では、モデル都市・地域の下水道処理場を対象としたエネルギー消費分析、省エネ ギー対策の実施支援、並びに脱炭素化の推進と持続可能性の向上に資することを目的とす る。 実際にモデル都市・地域の省エネルギー診断を実施し、効果的な対策の検討や導入スキ ーム、事業化スケジュールの策定支援を行う上で、下水道事業や地球温暖化対策に関する専 門性が求められるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が極めて適切であり、特定テーマに 関する企画提案の的確性、実現性等の観点も適切であるとして、企画競争等審査委員会に おいて特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	49,995,000	49,951,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、モデル都市・地域の下水処理場 を対象としたエネルギー消費分析、省エネ ギー対策の実施支援、並びに脱炭素化の推 進と持続可能性の向上に資するといった政 策目的の達成のために必要な支出であり、 参加条件等の見直し、十分な契約準備期 間の確保、業務内容の明確化を行うなど、 競争性を高める取り組みを実施したが、一 者応募となっているものである。今後は、 参入拡大を前提とした適切な業務内容の 検討を行うなど競争性を高める見直しを 行うこととし、引き続き一者応募の解消 に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等 においては公平性・公正性の確保が十分 に図られており、問題はない。	有
洋上風力発電の導 入促進に向けた海 域の利用に関する 調査検討業務	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年4月30日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定等に関する検討を行うものであるが、 我が国における本格的な洋上ウインドファームの導入にあたり促進区域に指定された区域の 実績が少ないことと風車の大型化や構造形式の多様化等の洋上風力発電の情勢の変化が 着しい中で、これらの事情を考慮しながら洋上風力発電を実施する上で必要となる基地港 湾の規模等の見直しが必要である。基地港湾に関する検討を行う際に対応すべき観点等が明 確でないことから、仕様を確定することが困難である。 以上により、専門的知識を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた 提案を仕様へ反映させることによって、最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争 方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画 競争を実施した結果、当該業者が特定された。会計法第29条の3第4項の契約の性質又は 目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者と随意契約を締結するものである。	82,478,000	82,467,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、洋上風力発電の導入促進とい った政策目的の達成のために必要な支出 であるが、参加条件等の見直し、十分な 契約準備期間の確保、業務内容の明確化 、参入拡大を前提とした適切な業務内容 の検討を行うなど、競争性を高める取 組みを実施して、点検の成果問題はない。 引き続き透明性の向上に努めるなど一 者応募の解消に取り組むこととする。 また、企画競争における提案書の審査等 においては公平性・公正性の確保が十分 に図られており、問題はない。	有
令和6年度 戦略 的な水環境管理の あり方に関する検 討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年5月1日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務では、地域のニーズ、社会情勢の変化等の多様な評価軸を踏まえ、下水道管理者 が、持続発展が可能な水環境の創出に貢献するため、流域関係者と連携して下水道施策を 実行する、戦略的な水環境管理のあり方及び実現に向けた施策の検討を行う。 業務の実施にあたり、地域ごとに異なる望ましい水環境の実現に向けた下水道のあり方や、 様々な社会的要請等を踏まえながら流域全体を俯瞰した全体最適による下水道のあり方 についての検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、計画 放水質の柔軟な運用等の検討すべき項目を明確に示した上で、検討の際に必要な整理事 項を具体的に示した提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現 性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	49,049,000	49,049,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、地域のニーズ、社会情勢の変化 等の多様な評価軸を踏まえ、下水道管理 者が、持続発展が可能な水環境の創出に 貢献するため、流域関係者と連携して下 水道施策を実行する、戦略的な水環境 管理のあり方及び実現に向けた施策の検 討を行うこととした政策目的の達成に 必要な支出であり、参加条件等の見 直し、十分な契約準備期間の確保、業 務内容の明確化を行うなど、競争性を 高める取り組みを実施したが、一者 応募となっているものである。今後は、 参入拡大を前提とした適切な業務内容 の検討を行うなど競争性を高める見 直しを行うこととし、引き続き一者 応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の 審査等においては公平性・公正性の 確保が十分に図られており、問題 はない。なお、本業務は令和7年度で 終了する事業である。	有
令和6年度 水環 境改善の推進に向 けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年5月1日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務では、合流式下水道の雨天時放流水の水質検査手法の課題についての検討、能動 的運転管理の普及促進に向けた調査、東京湾再生に向けた陸域対策のとりまとめ、下水 道へ流入する可能性のある化学物質等についての調査を行う。 業務の実施にあたり、合流式下水道の雨天時放流水水質検査の効率性・効果の実施に向け た検討及び水系水質リスクへの対応についての検討が必要不可欠であるため、今般、企画 競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、合流 式下水道の雨天時放流水水質検査における法定降雨や水系水質リスクへの対応について優先 して検討を行うべき物質を踏まえた上で具体的な提案がなされており、特定テーマに関 する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会に おいて特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	34,980,000	34,980,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、合流式下水道の雨天時放流水 の水質検査手法の課題についての検討、 能動的運転管理の普及促進に向けた調 査、東京湾再生に向けた陸域対策のとり まとめ、下水道へ流入する可能性のある 化学物質等についての調査を行うとい った政策目的の達成のために必要な 支出であり、参加条件等の見直し、十 分な契約準備期間の確保、業務内容の 明確化を行うなど、競争性を高める 取り組みを実施したが、一者応募とな っているものである。今後は、参入 拡大を前提とした適切な業務内容の 検討を行うなど競争性を高める見 直しを行うこととし、引き続き一 者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の 審査等においては公平性・公正性の 確保が十分に図られており、問題 はない。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
令和6年度 雨水管理総合計画の策定推進に向けた検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年5月1日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構他1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、『気候変動の影響を反映した計画への見直し』に向け、ハードとソフトを組み合わせた浸水対策の効果的な推進方策について検討し、浸水被害の早期軽減を図ることを目的とする。 業務の実施にあたり、下水道による都市浸水対策の中長期的な計画である「雨水管理総合計画」の策定等に係る検討には内水浸水対策に関するガイドライン類を踏まえることや、計画策定において課題となるシミュレーションモデルの構築に関する支援策を検討することは、総合的な浸水対策の効果的な推進方策の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、考慮すべき事項が適切に理解されていたとともに、多様な主体と連携し、流域治水として下水道の役割を考慮した計画の策定に向けた具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	19,987,000	19,987,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、『気候変動の影響を反映した計画への見直し』に向け、ハードとソフトを組み合わせた浸水対策の効果的な推進方策について検討し、浸水被害の早期軽減を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
港湾におけるサイバーセキュリティ対策の強化に向けたガイドライン策定等業務	支出負担行為担当官 木村 大 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年5月7日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 標記の業務は、我が国の港湾におけるサイバーセキュリティ対策の強化を図るため、諸外国及び国内の港湾におけるサイバーセキュリティ対策等を調査し、その情報を踏まえてサイバーセキュリティガイドライン等を策定するとともに、港湾運送事業者等を対象に研修を実施するものである。これについて、サイバーセキュリティ対策を検討する際に様々な業種の関係者で成り立っているという港湾の特性を考慮することや、どの主体に対しても有用性に優れたガイドラインにするために検討すべき観点が明確ではなく、仕様を確定することが困難である。 このため、これらの知見を有するものから検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様反映させることによつて、最適な業務遂行を行う必要がある。 以上により、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された企画提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、上記業者が特定された。 これは、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記の業者と随意契約を締結するものである。	55,208,582	54,670,000	99.0%	公社	国認定	2		本業務は、港湾におけるサイバーセキュリティ対策といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無
令和6年度 下水道による都市浸水対策に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年5月10日	東京設計事務所・日水コン・公益財団法人日本下水道新技術機構共同提案体 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、下水道による総合的な都市浸水対策や内水浸水想定区域図作成・公表の加速化に向けた推進方策を検討することを目的とする。 業務の実施にあたり、下水道による都市浸水対策の中長期的な計画である「雨水管理総合計画」の策定等に係る検討には内水浸水対策に関するガイドライン類を踏まえることや、計画策定において課題となるシミュレーションモデルの構築に関する支援策を検討することは、総合的な浸水対策の効果的な推進方策の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、考慮すべき事項が適切に理解されていたとともに、多様な主体と連携し、流域治水として下水道の役割を考慮した計画の策定に向けた具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	29,986,000	29,920,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、下水道による総合的な都市浸水対策や内水浸水想定区域図作成・公表の加速化に向けた推進方策を検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
海岸利活用や環境保全の促進施策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年5月14日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務は、民間力を活用した持続可能な海岸利活用や環境保全に関する施策を検討し、取組を実施することで、海岸利活用を推進することを目的とするものであり、海岸利活用や環境保全に関する専門的な知識が求められる。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び特定テーマに対する企画提案の実現性が高く、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	11,803,000	11,770,000	99.7%	公財	国認定	1		本業務は、海岸での利活用を推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属 する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募数			
令和6年度 河川 環境教育推進検討 業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年5月15日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	本業務は、河川環境教育を推進し、川の恵みと災い、水難事故防止等について広く効果的に普及啓発するための学習ツールや、教育関係者等に対する支援ツール等の検討・作成を行うことを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、学校教育における河川環境教育の位置付けや、水難事故についての深い理解のもと、河川環境教育を教育関係者が効果的に取り組めるよう、教育関係者の必要とする情報・データ等の提供手法の検討や、水難事故防止等を含めた効果的な情報発信方策について検討・実施する必要がある、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	10,989,000	10,934,000	99.5%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境教育を推進し、川の恵みと災い、水難事故防止等について広く効果的に普及啓発するための学習ツールや、教育関係者等に対する支援ツール等の検討・作成を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
下水道の持続可能性 向上に資する技術 検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年5月16日	パシフィックコンサルタンツ・公益社団 法人土木学会共同提案体 東京都新宿区四谷1丁目 外濠公園内	5011105004847	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 下水道事業は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、浸水対策などを目的に整備が開始されたが、昨今では、下水道資源・エネルギーの有効利用、低炭素・循環型社会の構築などの役割も求められている。今後、他分野との交流により下水道分野に新たな視点や手法による研究が増えしていくことは下水道に関わる基礎的研究がさらに幅を広げ活性化していくことは、下水道事業の持続と進化のために重要であると考えられ、防災、都市活動、農林水産、工業、エネルギー供給、医療健康などとの連携促進が期待される。一方で、経済合理性が乏しい技術分野の研究や学術的基礎研究等は、民間事業者だけではその実施が進まないことが懸念され、研究開発における学や官の役割分担が重要である。 本業務は、下水道事業における課題解決を図り、持続性を高めるため、多様な技術領域における学術的先端技術に関する調査を行い、下水道事業への導入可能性を検討することを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道管理者のニーズの把握や、下水道システムの基礎的研究を踏まえた上での企画や、他分野研究者との連携手法や連携により創出される効果を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	12,034,000	11,990,000	99.6%	公社	国認定	1		本業務は、下水道事業における課題解決を図り、持続性を高めるため、多様な技術領域における学術的先端技術に関する調査を行い、下水道事業への導入可能性を検討することを目的とする。本業務の実施に当たっては、下水道管理者のニーズの把握や、下水道システムの基礎的研究を踏まえた上での企画や、他分野研究者との連携手法や連携により創出される効果を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	有
自動運転車の事故 に関する事故調査 分析研究業務【業 務委託】	支出負担行為担当官 国土交通省物流・自動車局長 鶴田 浩久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年5月24日	公益財団法人交通事故総合分析セン ター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請するの公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	47,229,308	39,523,000	83.7%	公財	国認定	1		本業務は、自動運転車の事故原因の究明といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むこととする。	有
令和6年度 事業用 自動車に係る交通 事故分析等業務	支出負担行為担当官 丹羽 克彦 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年5月28日	公益財団法人交通事故総合分析セン ター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8 住 友水道橋ビル8F	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の目的は、交通安全対策の効果的な推進に資するよう、事業用自動車に係る重大事故に関する原因分析とその結果を踏まえての道路管理者が取り得る交通安全対策の提案を行うこと及び交通事故が多く発生するエリア等を分析するとともに、事故件数等の経年的な推移や事故形態等との関係について明確化し、その削減方法について検討を行うことである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に係る事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあつての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	24,926,000	24,750,000	99.3%	公財	国認定	1		本業務は、交通安全対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
多様なモビリティの駐車環境の動向に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年6月4日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務では、多様なモビリティの駐車環境の実態調査を行うとともに、利用ニーズの多様化やデジタル技術の進展、社会情勢の変化等をふまえた、それぞれの地域のニーズに応じた自転車等駐車場をはじめとした駐車環境の整備のあり方について検討することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、自転車政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、自転車等駐車場に係る状況を的確に把握しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、多様なモビリティの駐車環境の動向に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店共同提案体と随意契約を行うものである。	14,969,900	14,960,000	99.9%	公社	国認定	2		本業務は、多様なモビリティの駐車環境整備といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
連続立体交差事業及び交通結節点整備のあり方検討業務	支出負担行為担当官 天阿 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年6月4日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務では、連続立体交差事業による鉄道高架化や交通結節点整備等、駅周辺施設整備の実施状況や実施にあたっての課題、懸念点等について調査を行うとともに、その効果を定量的に示す手法を検討し、連続立体交差事業及び交通結節点整備の促進に向けた支援策のあり方等について検討を行うものである。 本業務を行うにあたっては、鉄道駅周辺の整備に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があるものと判断した。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、連続立体交差事業及び交通結節点整備のあり方検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社トーエチコンサルティング・パンフィックコンサルティング株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。	19,974,900	19,954,000	99.9%	公社	国認定	1		本業務は、連続立体交差事業及び交通結節点整備の促進に向けた支援策のあり方といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
新たなモビリティの動向等を踏まえたまちづくり施策と交通施策の効果・効率の連携方策のあり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 天河 宏文 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年6月6日	共同提案体(構成員) 公益社団法人日本交通計画協会 他3者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、都市内交通における既存の交通体系と新たなモビリティとの適切な組み合わせや役割分担、拠点となるモビリティハブのもつべき機能や配置の考え方等を整理し、都市内交通における総合的な交通戦略のあり方を検討するとともに、鉄道沿線まちづくりや駅まちづくりの好事例を収集・分析し、まちづくり施策と交通施策との効果的・効率的な連携に向けた施策の検討を行うものである。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解した上で実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、日建設計総合研究所・日本交通計画協会・オリエンタルコンサルタンツ・日本工営共同提案体と随意契約を行うものである。	20,999,000	20,999,000	100.0%	公社	国認定	4		本業務は、新たなモビリティの動向等を踏まえたまちづくり施策と交通施策の効果・効率的な連携方策のあり方といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
令和6年度 自動運転車等に係る交通事故分析及び道路構造からの再発防止策検討業務	支出負担行為担当官 山本 巧 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年7月3日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8 住友水道橋ビル8F	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、関係省庁、自動運転車等に係る事業者と連携し、自動運転車等に係る交通事故等に関するデータや情報の収集・分析を行う。また、レベル4自動運転車の実現にあたり道路構造や道路環境が自動運転車等に及ぼす影響や事故発生リスクについて整理する。これらの結果から事故防止策の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、自動運転車等における交通事故の発生要因の分析及び事故の再発防止策の検討に必要な知識と、分析・検討の裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 自動運転車を含む自動車の交通事故に関して、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関するデータを有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ①交通事故の実例に関して、道路交通状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な情報、知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 以上のことから、左記業者と随意契約を行うものである。	29,997,000	29,700,000	99.0%	公財	国認定	1		本業務は、道路交通の安全と円滑化の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
令和6年度 社会変化に対応した駅前広場計画検討業務	支出負担行為担当官 内田 敦也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年7月4日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「交通結節機能」および「都市の広場としての機能」をもつものとしての、駅前広場を計画対象とした「駅前広場計画指針」(平成10年策定)について、策定当時からの変化を考慮に入れたうえで、その課題と更新・追加すべきポイントについて整理し、社会情勢に適合した駅前広場の計画および整備等を促進するものである。 本業務の履行にあたっては、「駅前広場計画指針」策定以降の、社会状況の変化を踏まえた駅前広場に求められる役割の変遷についての整理や、近年駅前広場を整備した事業者・自治体からの広場計画と現行指針の関係性および現行指針への要望の聞き取りなど、高度な知識・技術を有していることが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年6月24日から6月10日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、13者が業務説明書の交付を求め、6月10日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に附した結果、令和6年度社会変化に対応した駅前広場計画検討業務日本交通計画協会・パシフィックコンサルタンツ共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	14,982,000	14,982,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、社会変化に対応した駅前広場計画といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
駅前広場等の交通結節点における自動運転技術の活用に向けた実証実験調査業務	支出負担行為担当官 内田 敦也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年7月9日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、様々な交通モードや複数系統の路線バス等が混在する駅前広場や公共交通と他モードの乗り換え拠点等の交通結節点(以下、「駅前広場等」という。))において、自動運転車両と自動運転バスが混在する際の駅前広場等の広場形状や専用空間、優先ルールのあり方等に関する実証実験を行い、駅前広場等における自動運転バスの走行性や社会需要等に関する検証を行うことを目的とするものである。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、駅前広場等の交通結節点における自動運転技術の活用に向けた実証実験調査業務日本交通計画協会・パシフィックコンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。	39,722,100	39,644,000	99.8%	公社	国認定	1		本業務は、駅前広場等における自動運転バスの走行性や社会需要等に関する検証といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和6年度水道分野の国際協力検討事業	支出負担行為担当官 国土交通省 水管理・国土保全局長 藤巻 浩之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年7月30日	共同提案体 公益社団法人国際厚生事業団 他1者 東京都中央区銀座7丁目17-14	1010405010138	本業務の実施にあたり、途上国における水道整備に関するプロジェクトの多面的解析、水道整備に係る課題やニーズ等を整理し、今後数十年先を見通した水道開発・改善事業の計画作成等、高度な知見が求められることから、今般企画競争による手続きを行った。その結果、上記相手方は業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行えるものとして、上記相手方と随意契約を行うものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	13,541,000	13,461,908	99.4%	公社	国認定	1		本業務は、第4回世界水フォーラムにおいて公表した『水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ』に基づく我が国の経験や技術を活用した質の高い援助の実施に向け、水供給分野の国際協力における開発効果を高めるといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
令和6年度2027年国際園芸博覧会政府出展準備に係る業務	支出負担行為担当官 内田 敦也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年8月9日	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 神奈川県横浜市中区住吉町1-13	3020005015278	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2027年国際園芸博覧会(以下、「本博覧会」)の中核を構成する開催国政府としての出展(以下、「政府出展」)を国土交通省及び農林水産省で連携して実施するため、屋外展示の実施設計の策定及び管理運営・広報・行催事に係る方針の検討を行うものである。本件における随意契約理由は、公共調達の適正化について(平成18年財計第2017号)1(2)①イ(イ)に掲げる「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当する。公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(以下、「園芸博法」)」第2条第1項の規定に基づき、本博覧会の準備及び運営、それらに附帯する業務を担う実施主体として指定されている。 本業務の履行にあたっては、開催国政府としての出展である政府出展が、各国及び国内の賓客接遇等を担うことが想定されることから、会場全体の施工及び運営等と調整を図りつつ、円滑かつ効果的な整備、接遇、運営等を図ることが必要である。そのため、本業務を担うことができる法人は、園芸博法に基づき、実施主体として指定された公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会以外に存在しない。また、過去に国内で開催された国際博覧会又は開催を予定している国際博覧会のいずれにおいても、法律に基づき指定された実施主体に対し、政府出展に係る業務が委託され、検討が進められている。 以上の理由から、本業務については、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が唯一の契約相手方であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	149,501,000	149,501,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、2027年国際園芸博覧会の開催といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定されているものであり、見直しが困難である。	有
令和6年度 鉄道の土構造物の設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年8月28日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道構造物の設計に係る技術基準については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)」第24条の解釈基準において、鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」という。)が位置付けられている。 現行の設計標準(土構造物)は平成19年に改訂され、改訂後15年以上が経過している。この間に蓄積された新たな技術や知見を設計標準(土構造物)に反映させる必要がある。 本業務は、近年の気候変動を踏まえた盛土の安定性評価、新技術を用いた鉄道土構造物の施工管理手法の検討等の設計・施工管理法に関する新たな知見を設計標準に反映させるための調査研究を行うことを目的としている。 鉄道土構造物の設計に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、土構造物のみならず、鉄道構造物に関する総合かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本調査の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。 当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	24,989,179	24,970,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。なお、本業務は令和7年度で終了する事業である。	無
令和6年度 鉄道トンネルの維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年8月28日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道構造物の維持管理に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)」第87条の解釈基準に鉄道構造物等維持管理標準(以下「維持管理標準」という。)が位置付けられている。維持管理標準には、鉄道構造物の維持管理の原則から各検査、措置、記録まで維持管理の一連の基本的事項が規定されている。 トンネルをはじめとする鉄道土木構造物は、明治から昭和初期及び高度経済成長期に建設されたものが多く、高齢化を迎えており、劣化が進行する兆候をいち早く捉えることが必要であることから、全般的検査の高度化、効率化技術等が求められているところである。 本業務では、このような状況を踏まえ、全般的検査の高度化、効率化技術の調査や新工法等による補修・補強事例の調査を行い整理することにより、維持管理標準の補足としての手引きを作成するための調査研究を行うことを目的とする。 鉄道トンネル構造物の維持管理に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、トンネル構造物のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本調査の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。 当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	13,010,712	12,980,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
令和6年度 鉄道の基礎構造物の設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年8月28日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道構造物の設計に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)」第24条の解釈基準に鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」という。)が位置付けられている。 現行の設計標準(基礎構造物)は平成21年に改訂され、改訂後10年以上が経過している。この間に蓄積された新たな技術や知見を検証し設計標準(基礎構造物)に反映させる必要がある。 本業務は、過去の調査結果から得られた設計限界値を使用し、鉄道基礎構造物の安全性、使用性、復旧性に関する地盤抵抗係数の提案や検証等を行い、その結果を設計標準(基礎構造物)に反映させるための調査研究を行うことを目的としている。 鉄道基礎構造物の設計に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、基礎構造物のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められなければならない。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本調査の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。 当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	34,101,189	34,100,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無
令和6年度 広域連携まちづくり検討調査業務	支出負担行為担当官 内田 敦也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年9月9日	共同提案体(代表者) 公益財団法人都市計画協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、現在の都市計画や立地適正化計画の中で広域連携を効果的に実施している事例を調査し、さらに公共施設等総合管理等各種施策と連携を行って広域連携を行っている事例を調査した上で、そういった事例ができた要因と効果を分析し、さらにこれを横展開していくための方策を検討することで、広域連携によるまちづくりを今後展開していくための参考資料を作成するものである。 本業務の履行にあたっては、社会状況の変化を踏まえた都市計画、立地適正化計画の役割の深化並びに広域的な視点の重要性についての理解や、各自治体の取組状況、地理的特性や都市の土地利用と広域連携の関係性の整理、専門的な聞き取り調査など、高度な知識・技術を有していることが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経歴及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年7月18日から8月7日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、15者が業務説明書の交付を求め、8月7日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、広域連携まちづくり検討調査業務共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	19,962,800	19,866,000	99.5%	公財	国認定	1		本業務は、広域連携によるまちづくりの横展開といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無
都市計画及び立地適正化計画の適切な見直し方策の整理・検討業務	支出負担行為担当官 内田 敦也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年9月12日	共同提案体(代表者) 公益財団法人都市計画協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、都市計画施設に係る事業着手状況や見直し状況、また立地適正化計画の評価、見直しの状況をとらため、地方公共団体における適切な見直しに向けた改善方策を検討し、都市計画施設や立地適正化計画を社会情勢に応じて見直していくための自治体向けの参考資料を作成するものである。 本業務の履行にあたっては、全国の都市計画施設の決定・見直し状況や立地適正化計画評価状況について、各自治体の取組状況や特性を整理、聞き取り調査を行い、分析したうえで、社会状況の変化を踏まえた都市計画及び立地適正化計画の見直しに求められる事項を整理することを求めている。こうした整理・調査・分析にあたっては、高度な知識・技術を有していることが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経歴及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年6月28日から7月19日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、14者が業務説明書の交付を求め、7月19日までに3者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、都市計画及び立地適正化計画の適切な見直し方策の整理・検討業務共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	34,983,300	34,892,000	99.7%	公財	国認定	3		本業務は、都市計画及び立地適正化計画の適切な見直しといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属 する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募数			継続支出 の有無
地域経済活性化に 向けた事業者間 におけるデータ連携 等の促進に向けた 実証事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 平嶋 隆司 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号	令和6年9月17日	公益財団法人日本観光振興協会 東京都港区虎ノ門3丁目1番1号	7010005003668	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	49,804,040	49,804,040	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、観光地経営の高度化に向けた、地域単位での事業者間連携といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無
トンネル検査にお ける剥落健全度の 自動判定技術の開 発	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年9月26日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本委託研究は、国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するため、国土交通省総合政策局技術政策課により設置された学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会合において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同外部有識者会合において審査基準に基づき審査された結果、「トンネル検査における剥落健全度の自動判定技術の開発」(公益財団法人鉄道総合技術研究所)が研究課題として選定されたものである。以上のことから、本委託研究は、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	18,586,716	12,081,300	65.0%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道事業の安全性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むこととする。	無
令和6年度優良緑 地確保計画認定 制度に係る審査支 援業務	支出負担行為担当官 内田 欽也 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年10月15日	共同提案体(代表者) 公益財団法人都市緑化機構 他1者 東京都千代田区神田神保町3-2-4	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、改正都市緑地法に基づく優良緑地確保計画の認定制度(以下、「認定制度」という。)について、緑地確保事業者(以下、「事業者」という。)から申請があった際に、申請内容の評価基準への適合性についての調査を含む審査の支援を行うとともに、認定にあたり適切かつ公正な審査を行うための審査委員会の開催補助等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、都市緑地における価値やその課題への理解と、制度の全国的な広がりを目指した上で認定取得のインセンティブ等を効果的に発信する知見が必要である。 そのため、本件は価格中心による一般競争ではなく、「都市の緑地に係る審査に関する業務」の実績を有していることを条件とした上で、特定テーマで、「申請書類の審査及び審査委員会を、効率的かつ円滑に進めるうえで、想定される課題とその対応方法として留意すべき点を具体的に提案すること」及び、「認定式を、認定された事業者や制度の普及啓発の観点から効果的な内容とするために重要となる工夫点について、具体的に提案すること」を設定し、優れた業者を選定する企画競争を経て発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和6年8月22日から令和6年9月12日までの期間、庁内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、7者が説明書の交付を求め、9月12日までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、令和6年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務都市緑化機構・ブレック研究所共同提案体の企画提案が特定された。 上記相手方からは適切な企画提案が行われており、他者と比べて優れていることから当該法人を特定したものである。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、令和6年度優良緑地確保計画認定制度に係る審査支援業務都市緑化機構・ブレック研究所共同提案体と随意契約を行うものである。	28,996,000	28,996,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、優良緑地の確保推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
鉄道施設の液状化被害軽減のための駅状地盤改良工法の経年変化評価	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年10月15日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本委託研究は、国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するため、国土交通省総合政策局技術政策課により設置された学識経験者等からなる交通運輸技術開発推進外部有識者会合において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同外部有識者会合において審査基準に基づき審査された結果、「鉄道施設の液状化被害軽減のための駅状地盤改良工法の経年変化評価」(公益財団法人鉄道総合技術研究所、東日本旅客鉄道株式会社、ライト工業株式会社からなる共同研究体)が研究課題として選定されたものである。 以上のことから、本委託研究は、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	46,690,870	30,349,000	65.0%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道事業の安全性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募数			継続支出の有無
令和6年度 鉄道構造物の耐震設計に関する調査研究	支出負担行為担当官 千葉 信義 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年10月25日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鉄道構造物の設計については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)」第24条の解釈基準に鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」という。)として位置付けられている。 設計標準(耐震設計)は、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震による鉄道構造物の被害を受け平成10年に制定されたものであり、その後、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24年に2地震動の見直し等の改訂を行っている。 前回改訂から10年以上以上が経過し、この間に発生した大規模地震や最新の地震工学の知見等を含めた設計標準(耐震設計)の改訂の必要性を検討する必要がある。 本業務は、標準的な地震動及び強震動予測手法の算定方法の見直しや危機耐性の定量評価手法の必要性について検討を行うことにより、設計標準(耐震設計)の改訂の必要性を検討することを目的とする。 鉄道構造物の耐震設計に関する調査の目的及び内容に鑑みれば、本請負業務を遂行する者には、鉄道構造物の耐震設計のみならず、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見、鉄道構造物の設計・施工に関する研究の成果、最新の技術開発に基づく施工技術、維持管理データの蓄積が求められる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見を有しており、既設の鉄道構造物の設計標準の原案を作成し、その基礎である調査研究成果、作成検討過程を集約しているため、本調査の実施が可能なのは国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。 当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	19,917,323	19,910,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつているものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。	有
港湾の防災拠点の形成に向けた防災計画策定のためのガイドライン作成検討業務	支出負担行為担当官 港湾局長 福田 雅裕 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和6年12月5日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。	19,910,000	19,074,000	95.8%	公社	国認定	1		本業務は、防災計画策定といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むこととする。	無
令和6年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 柿崎 恒美 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和7年1月29日	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7丁目	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 民族共生象徴空間構成施設の管理については、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号。以下「法」という。)第9条第1項において、「指定法人」に委託するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設の管理、アイヌ文化の振興等に係る業務等を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国を通じて一に限り、指定することとされているところである。 そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)を指定したところであり、今般実施する「令和6年度民族共生象徴空間への誘客推進委託業務」は、法第9条第1項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、民族共生象徴空間(ウポポイ)への誘客を通じて地方活性化を推進するため、①コンテンツ、②施設、③広域連携・アクセス、④情報の質・量、⑤意識・人材、⑥関係者との共創の「6つの視点」に体系化し事業を実施するものである。 したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団しかなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	1,016,908,000	1,016,908,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、アイヌ文化の復興・創造等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)第9条第1項及び20条第1項の規定により特定されているものであり、見直しが困難である。なお、本業務は令和7年度で終了する事業である。	有
通行規制情報処理機能構築業務一式	支出負担行為担当官 国土地理院長 山本 悟 司 茨城県つくば市北郷1	令和7年3月25日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号(企画競争) 本業務は、企画競争を行い特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。	16,346,000	16,346,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、災害時の迅速な対応といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和7年度で終了する事業である。	無

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。